



2020年10月1日

各 位

三重県保険医協会

運動の取り組みについて

協会は、7月30日、県に要望書「すべての医科・歯科医療機関に対する支援金、給付金等の財政措置を求めます」を提出し、要請を行った。県から井端清二医療保健部医療保健総務課課長、芝田登美子医療保健部健康推進課課長、協会から宮崎会長、鶴飼副会長が出席した。

懇談は、宮崎会長と井端清二医療保健部医療保健総務課課長の挨拶のあと、事前に提出した要望書を基に進めた。

* * *

- 一、県内のすべての医科・歯科医療機関に対して、支援金、給付金等による減収補填策を講じること
また、すべての医科・歯科医療機関では、新型コロナ感染拡大防止のため、例年以上の感染対策費が生じていることから、県独自で感染対策費用の支援を講じること

回答 国の二次補正を受けて診療所等にも感染対策の支援金の支給を準備している。有床診療所で100万円で、感染対策にかかる経費を幅広く見て、支援金を支給していくことで準備に当たっている。

県独自の感染対策費用の支援は、国が二次補正の制度を示す前に、県で中小企業の支援の補助金の中でコロナ感染対策を県独自で設けており、上限10万円である。それは15分以上直接接するような職種で、イメージとしては理容業・美容業のような業種の方に対して補助することで申請は終了しているが、多くの方の審査をして支払いを行っている。その中でも多くの診療所の先生方からも利用していただいて、上限10万円ではあるが、県単独で感染対策費用の支援を行っているところに、さらに国の予算で対応している。

- 一、県として、受診控えによる住民の健康悪化や重症化を防止するため、県民に対して、安心して医療機関を受診するよう積極的に広報すること。

回答 もっともな内容で、県としては県民の方々が安心して暮らしていただけるような、それぞれの方が感染対策をしながら新しい生活スタイルの中で診察を受けていただくように取り組んでいただきたい。

- 一、国に対して、すべての医科・歯科医療機関が経営破綻を起こさず、日常診療を維持できるように、減収補填策を講じるよう求めること。

なお、「持続化給付金」については、前年同月比マイナス50%が基準となっていることから各事業者の売上減に応じて給付金を受け取れるよう国に対応を求めること。

回答 この内容については医療保健部で回答しづらい部分があるので、関係部である雇用経済部に要望を伝えさせていただきたい。

- 一、新型コロナ感染拡大の影響で収入が減少している県民に受診抑制が生じないよう、県独自の医療費助成を講じること。

回答 県独自で減収補填的な部分の支援策がない。国で無利子貸付金等の話もあるし、県独自でも貸付の支援をしているところである。

8月27日、衆議院第2議員会館（協会はウェブ会議）で会員署名提出集会が開催された。三重協会から鶴飼・梅村各副会長が出席した。

新型コロナ禍が少し落ち着きを見せ始めた8月27日（木）保団連主催の要望書提出集会に参加した。支払基金と国保連合会が発表した今年5月分の診療報酬点数は、前年同月より入院が10.1%、入院外が15.9%、歯科が15.7%の減となっている。この減少幅は4月分よりいずれも多く、さらにテナントが多い都市部の医療機関の減収は深刻でこの秋冬に再び感染拡大があれば経済的な医療崩壊の懸念がある。各協会が行った会員アンケートも含めた資料を基に「すべての医療機関への緊急財政措置を求める」要請書提出を行った。

参加者は全国で70人、国会議員の参加は、立民、国民、共産など4人であった。

ところで今回は保団連初めてのWEB集会で、津の協会事務所からの参加だったが、皆が一堂に会して行う集会比べ、会場の熱気がいまいち伝わらない。そういう意味でも早く新型コロナ禍が落ち着くことを切に願う一日だった。

（三重県保険医協会副会長・鶴飼伸）

以上